



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー 〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 190 2018年02月27日

ドイツ商標法改正(案)

2015年12月16日付で商標に関する加盟国の法律を調和させるための欧州議会及び欧州理事会指令第2015/2436号(以下、「指令」という)が採択された。指令で規定された各国商標制度の調和は、**2019年01月14日**までに加盟国の国内法において大部分は履行されなければならない。そこでドイツ商標法の改正法案が提出された。

指令の目的は、各国の自治で強化されまた同時に併存する欧州連合商標と国内商標の均衡の取れた共存にある。更に指令及びその国内での履行は商標所有者に模倣品に対するより有効な手段を提供しなければならない。

商標法改正法案が提出されたが改正法案が何時から施行されるかはまだ明確ではない。しかしながら、2019年01月14日以前に施行される可能性が高いと考える。

改正法案は商標所有者及び出願人に重要である次の事項を規定した。

1. 商標図様の提出要件の削除

改正法案第8条(1)は商標図様の提出は必須ではないことを規定した。ドイツ特許庁と公衆が商標の保護対象を不明瞭でなく明確に決定できれば必要にして十分である。この改正が施行されれば、音響信号や連続画像など音響又は画像ファイルで再生される標章について商標出願することが可能となる。

2. 絶対的拒絶理由の拡大

絶対的拒絶理由事項が改正法案において拡大される。この規定の最も重要な拡大は、地理的表示、原産地表示、ワインの伝統的名称、伝統的産物の名称又は植物品種を含む標章は商標として保護できないこととなったことである(第8条(2)9-12)。

3. 商標侵害としての商号及び社名

改正法案第14条(3)5は、保護された商標を商号又は社名として使用することはその商号又は社名が類似商品又は役務に使用された場合、商標権の侵害となることを規定した。指令要件の施行に加えて、この改正は商号又は社名による商標権侵害に関してドイツの判例に長年適用されてきたものに呼応している。

4. 輸送中の侵害品に関する商標所有者の地位強化

改正法案第14a条の規定により、商標所有者の地位が大幅に強化された。この規定は輸送中の商品に対する商標権を拡大するもので、第三国からドイツを経由して輸出される侵害品に関するものである。これまでドイツにおける商標所有者の法的選択は限定されたものであり、それは輸出国又は輸入国における法的行為を意味した。明らかな商標権侵害(例えば、商品上に使用された標章が登録商標と同一又は高度に類似している)の場合、改正法は二段階の手続きを規定した。

第一段階として、ドイツ税関は問題の商品がドイツではなく他国の市場向けであっても、その商品を留置することができる。申告者が商品の留置きに異議がなければ、その商品は税関にて破棄される。

申告者が異議を申立てた場合は、申告者は問題の商品が適法に第三国へ輸出されるものであることを裁判所において立証しなければならない(例えば、その国で商標権を所有していないが、申告者は使用権者であるとか又は先行商標を所有しているなど)。

5. 使用権者の法的地位改善

現行法では使用権者は商標所有者の同意がなければ、許諾商品の侵害に対して第三者に法

的措置をとることができない。改正法案第 30 条(3) 2 は、商標所有者が使用権者から公式な請求があつてから相当期間内に侵害に対する措置をとらない場合は、使用権者は商標所有者の同意がなくても許諾商品の侵害に対する措置をとることができることを規定した。

また、改正法案第 30 条(6)はドイツ特許庁におけるライセンス登録を規定している。

6. 商標出願に対する第三者による情報提供

改正法案第 37 条(6)は、個人及び法人並びに製造者、生産者、役務提供者、売買業者及び消費者の団体は商標の登録を阻止するためにドイツ特許庁に第三者の商標に対して情報を提供することができることを規定した。この規定は特に特定の公衆に慣用される語の保護を求める出願人に影響があるだろう。但し、ドイツ特許庁は登録の決定に関して第三者の情報提供を考慮する義務はないことが法案に明記されている。

7. 異議理由の拡大

改正法案第 42 条(1)は、保護された原産地表示又は地理的名称の所有者は商標登録に対して異議申立を提起できることを規定した。

8. 商標の取消又は無効宣言に関する行政手続

改正法案第 53～55 条は、商標の取消又は無効宣言の手続きに関して重要な変更を規定した。これまで絶対的拒絶理由(識別性の欠如など)による商標の無効はドイツ特許庁にて行政手続を申請できたが、商標の不使用又は相対的理由による取消は、費用と時間を要する裁判所に訴えを提起しなければならなかった。

改正法案では商標の無効又は取消はドイツ特許庁に申請できることとなった。従って、ドイツにおける手続きは EU 商標の現行手続きと調和がとれた。

ドイツ特許庁において取消又は無効の手続きが未決の商標に基づいて訴えを提起された第三者はその取消又は無効手続きに参加することができる。

9. 保証又は証明標章の導入

改正法案第 106a～106h 条は、新しいタイプの商標、いわゆる保証又は証明標章をドイツ商標

法に導入した。現行の商標のタイプの主要機能は商標所有者の商品又は役務の出所を表示することであるが(「出所表示機能」、保証又は証明標章の機能は独立した団体、つまり保証又は証明標章の権利者によって保証された証明標章を付した商品が一定の特徴を有することを示すことである(「保証機能」)。

出願必要書類(関連法規及び保証範囲の情報など)とは別に保証又は証明標章は保証する商品又は役務の供給又は提供を含む活動に従事していない出願人のみが出願できる。この制限は保証又は証明標章が特定の商品に関して独立した識別子として機能することを確保するためである。

(出典:BOEHMERT & BOEHMERT)